

緊急事態宣言に伴う新橋演舞場 7、8 月公演の実施について

2021 年 7 月 9 日

平素より新橋演舞場をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

2021 年 7 月 8 日に発表された緊急事態宣言を受け、政府及び東京都のイベント開催制限に関する通達を踏まえて、7 月 12 日から 8 月 22 日までの新橋演舞場公演は、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で当初の予定通り実施いたします。

ご来場を予定されているお客様は、ご来場前に必ず下記をご一読くださいますようお願いいたします。

○新型コロナウイルス感染拡大および感染予防対策のお願い

なお、8 月 22 日までの公演でチケットの販売数が定員の 50%を超えている回では、周知期間が終了する 7 月 11 日の 17 時以降はチケットの販売はございません。

今後、政府や関係省庁、自治体などからの新たな情報発表がなされた場合は、その内容により対応が変更される場合がございます。

皆様には何卒ご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

チケットの払い戻しについて

緊急事態宣言期間中の公演については、ご希望のお客様へは、公演チケットの払い戻しを承ります。ご観劇予定日前日までに下記宛にご連絡ください。

●チケットホン松竹・チケット Web 松竹・松竹歌舞伎会・劇場窓口・各プレイガイドでご購入のお客様

【お問い合わせ先】

新橋演舞場 代表 03-3541-2600（営業時間 10：00～17：00）

●後援会、各団体様でご購入のお客様

ご購入された後援会、団体先にご連絡をお願いいたします。

【ご注意ください】

※正規の販売窓口以外でご購入されたチケットは、払い戻しに応じることができません。

※お持ちの入場券が破損していたり、甚だしく汚損し判別しがたい場合、払い戻しはいたしかねます。

※旅費や宿泊費などの補償はございませんので何卒ご了承願います。

松竹株式会社 新橋演舞場